公 共 鹿 第 882 号
平成29年 2 月28日

各所属所長　殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
（鹿児島県教育委員会教育長）

短期給付制度の改正について（通知）

地方公務員等共済組合法等の一部改正により，短期給付制度が下記のとおり改正されましたので，貴所属所の組合員へ周知をお願いします。
また，制度改正に伴い，事務手続等に変更が生じますので，対応をお願いします。

記

## 1　介護休業手当金制度の改正

育児休業,介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い，地方公務員等共済組合法，地方公務員等共済組合施行規程及び地方公務員等共済組合法運用方針が一部改正され,**平成 29 年１月１日から介護休業手当金の支給期間及び支給要件が改正された。**

また，雇用保険法の一部改正及び人事院勧告を踏まえて，**介護休業手当金の給付上限日額が改正され，平成 28 年８月１日に遡って適用することとされた。**

### (1)　支給期間の改正（平成 29 年１月１日以後に介護休暇を開始した場合）

介護休業手当金の支給期間は，要介護家族の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに，介護休暇の開始日から起算して３月を超えない期間とされていたところだが，**平成 29 年１月１日（以下「施行日」という。）以後に介護休暇を開始した場合は，介護休暇の日数を通算して 66 日を超えない日数とされた。**

**図:介護休業手当金の支給例**

※ 図の■部分が介護休業手当金の支給対象期間（日数）

**例1　平成29年2月1日から5月31日まで介護休暇を取得した場合**

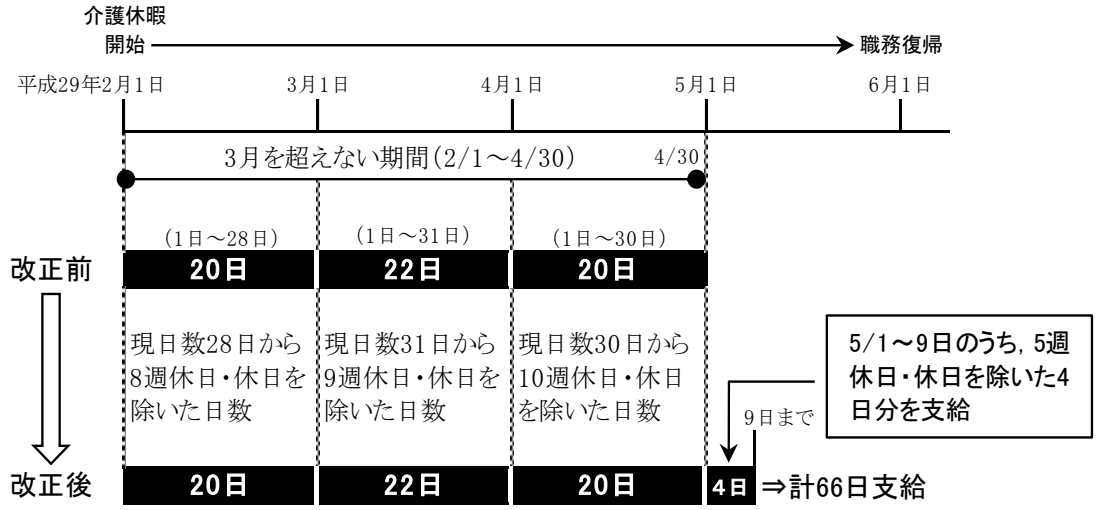

例2　平成29年2月1日から同月28日まで介護休暇を取得し，一度職務復帰した後，再び5月1日から7月31日まで介護休暇を取得した場合

※ 同一の要介護家族の介護を必要とする一の継続する状態について，5月1日から介護休暇を再取得した例とする。

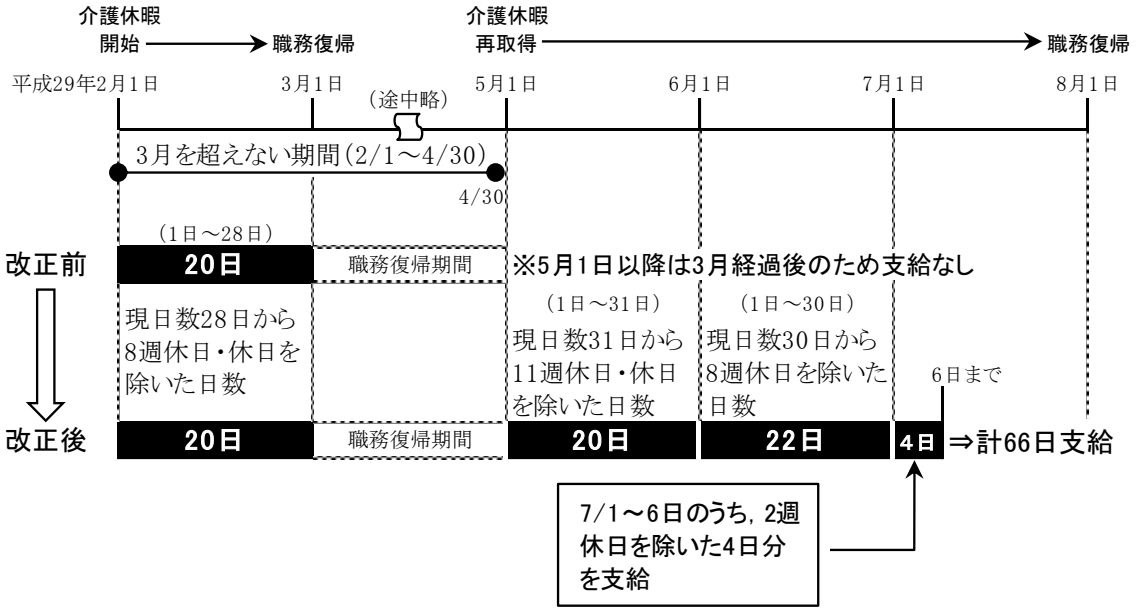


(2)　支給期間に係る経過措置（平成 28 年 10 月２日以後施行日前に介護休暇を開始した場合）

平成 28 年 10 月２日以後施行日前に介護休暇を開始した場合（施行日において介護休暇の開始日から起算して３月を超えない場合），施行日以後の介護休暇期間に係る支給日数は，66 日から施行日前の支給日数を除いた日数とする（支給例については別紙を参照）。

（注）平成 28 年 10 月１日以前に開始した介護休暇については，施行日において介護休暇の開始日から３月を超えるため，改正前の支給期間が適用される。

(3)　支給要件の改正

ア　要介護家族の同居要件の撤廃

介護休業手当金の支給対象である要介護家族のうち，**祖父母，孫及び兄弟姉妹について，同居要件が撤廃された。**

イ　介護休暇の取得期間要件の撤廃

介護を必要とする一の継続する状態について**初めて介護休暇の承認を受けるときに，２週間以上の期間を一括して取得する必要があったが，当該取得期間要件が撤廃された。**

なお，平成 28 年 10 月２日以後施行日前に２週間未満の介護休暇を取得した（介護休業手当金の支給対象とならなかった）者が，施行日以後に同一の要介護家族の介護を必要とする一の継続する状態について再度介護休暇を取得した場合は，施行日以後の取得期間のうち，66 日を超えない期間は支給対象期間とする。

(4)　給付上限日額の引上げ（平成 28 年８月１日以後の休業日から適用）

公立学校共済組合の介護休業手当金の給付水準は，雇用保険法に定める介護休業給付に準じて定められており，介護休業手当金の給付上限日額は，同法第 17 条第４項第２号ハに規定する賃金日額を基に算定しているところであるが，このたび，平成 28 年８月１日以後に介護休業を開始した者については，同号ロに規定する賃金日額を基に算定することとされた。

これにより，次の表のとおり**給付上限日額が引き上げられ，既に雇用保険法の介護休業給付においては，平成 28 年８月１日から適用されていることから，公立学校共済組合の介護休業手当金についても，同日に遡って適用することとされた。**

**表：介護休業手当金の給付上限日額**

| 対　象　者 | 平成28年８月１日以後の休業日に係る給付上限日額 | |
|---|---|---|
| | 改正前 | **改正後** |
| 平成28年８月１日以後に介護休暇を開始した者（給付割合100分の67を適用） | １２，９２７円 | **１４，２０７円** |

（注）　平成28年７月31日以前に介護休暇を開始した者（給付割合100分の40が適用される者）に係る同年８月１日以後の休業日に係る給付上限額（7,718 円）については，変更なし。

なお，給付上限日額が遡及して引き上げられたことに伴い，既に改正前の給付上限日額により介護休業手当金を支給している者については，追給が生じることから，該当者には共済組合から個別に連絡することとする。

【参考】介護休業手当金の給付日額の計算式
給付日額（１円未満切捨て）
＝　標準報酬日額（標準報酬月額の22分の１の額，10円未満四捨五入）×給付割合
（注）１　算出した額が，給付上限日額を超える場合は，給付上限日額を給付日額とする。
２　休業日において，報酬（給与）が支給される場合は，報酬（給与）の日額を減額した額を支給する。

## ２　育児休業手当金の支給対象となる子の範囲の拡大

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い，**平成29年１月１日から組合員が次に掲げる子について育児休業を取得した場合は，育児休業手当金の支給対象とすることとされた。**

【新たに育児休業手当金の支給対象となる子】
①　特別養子縁組の監護期間(※1)中の子
②　養子縁組里親（養子縁組を希望する里親）に委託されている子
③　上記①及び②に準ずる子（養子縁組を希望する里親に児童を委託しようとしたが，実親の同意が得られなかったため，養育里親(※2)として当該里親に委託されている子）

※１　特別養子縁組の監護期間：民法に基づく特別養子縁組を成立させるために必要とされる監護期間
※２　養育里親制度：要保護児童を養育することを希望している者に児童の養育を委託する制度

なお，育児休業期間中の掛金等免除の対象となる子についても同様の取扱いとされた。

## ３　申請書等用紙の変更

介護休業手当金の給付上限日額の引上げに伴い，公立学校共済組合関係申請書等用紙である介護休業手当金請求書〔整理番号26-2〕は，様式自体に変更は生じないが，支部ホームページ（アドレス　http://www.kouritu.go.jp/kagoshima/）に掲載の記入例及びエクセル形式の用紙については，給付上限日額を更新したものを掲載するので，適宜ダウンロードして使用すること。

問合せ先
年金給付係　担当　若松・福山
電話　099-286-5220

(別紙)

## 介護休業手当金の支給期間に係る経過措置による支給例
## （平成28年10月２日以後施行日前に介護休暇を開始した場合の支給例）

※ 図の■部分が介護休業手当金の支給対象期間（日数）

**例A** 平成28年10月6日から平成29年１月31日まで介護休暇を取得した場合

⇒施行日以後の支給日数は10日（66日－施行日前の支給日数56日）

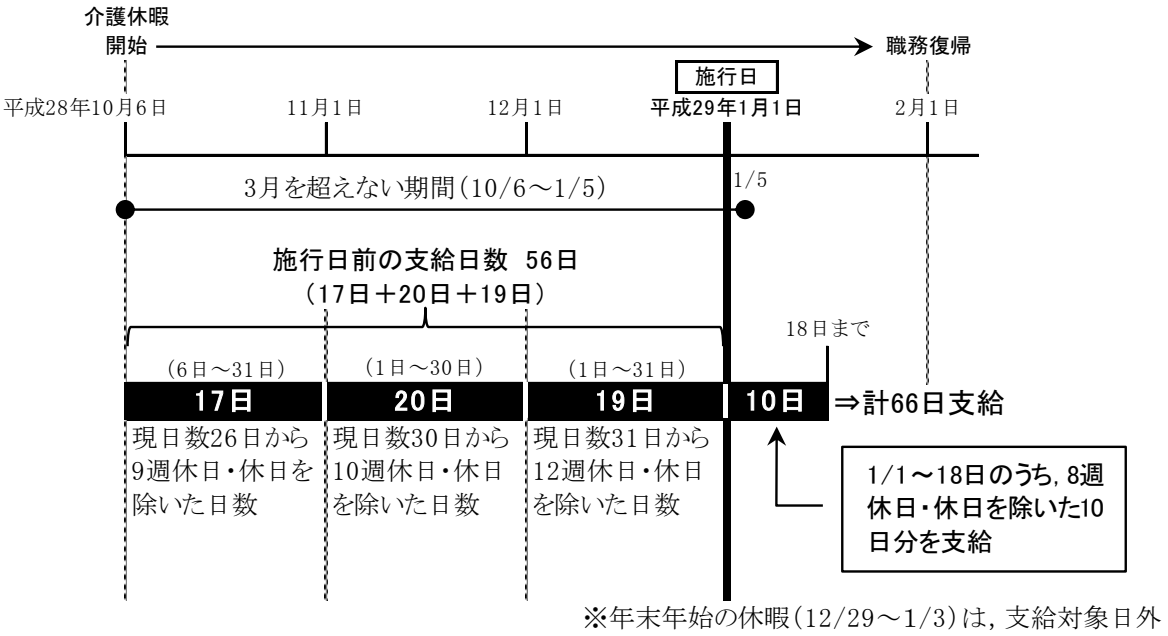


**例B** 平成28年11月１日から同月30日まで介護休暇を取得し，一度職務復帰した後，再び平成29年１月16日から３月31日まで介護休暇を取得した場合

※ 同一の要介護家族の介護を必要とする一の継続する状態について，１月16日から介護休暇を再取得した例とする。
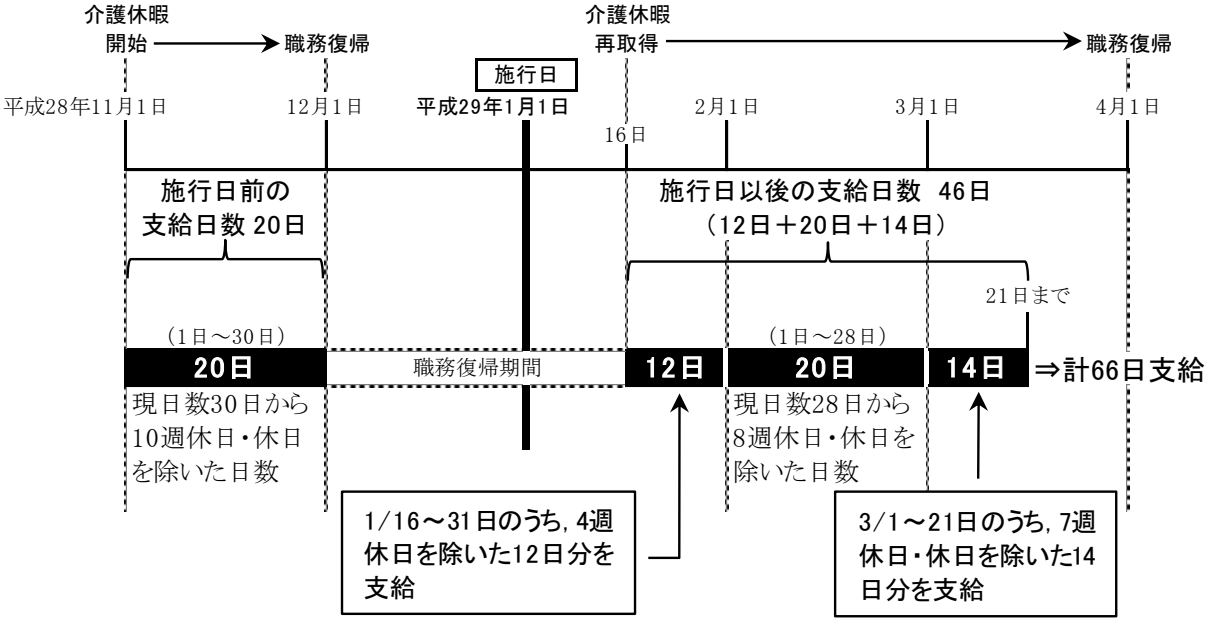
⇒施行日以後の支給日数は46日（66日－施行日前の支給日数20日）